

熊谷都市計画生産緑地地区の変更（熊谷市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第 27 号及び第 28 号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。